

意見書案第 4 号

ヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書案

上記の意見書案を提出する。

平成 27 年(2015 年)12 月 17 日

提出者	安藤	博
賛成者	谷口	典隆
賛成者	上杉	正敏
賛成者	山田	多津子

ヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書

近年、日本では特定の外国人への憎悪表現、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。

昨年、12 月 9 日、最高裁判所は、京都朝鮮第一初級学校の付近において「スパイの子ども！」「日本から叩き出せ！」等のヘイトスピーチを大音量で行った団体およびその構成員らに対し、街宣活動の差し止めと賠償の支払いを命じた 1 審、2 審の判決を維持し、上告を棄却しました。

また、奈良県においても平成 23 年、御所市の水平社博物館前で差別語を用いて被差別部落の住民や出身者を差別する街宣行動を行ったことに対し、奈良地方裁判所はこれを差別と認め、損害賠償を命じる判決を言い渡しています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催さ

れますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、政府におかれては、ヘイトスピーチをなくすための法整備を進めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年(2015年)12月17日

彦根市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

法務大臣 殿